

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給料等の支給に関する規則（規則六 四〇）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号中「以上」を「以上（満十八歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては、年額百五十万円以上）」に改める。

第二十三条第一項中「在職した」を「勤務した」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の期間の算定については、前条第二項各号に掲げる期間に相当する期間（公務休職者等又は結核休職者であつた期間に相当する期間を除く。）を除外する。  
第二十三条の二第二項中「在職した」を「勤務した」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。